

ル・プラス運営規程

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

ル・プラス（就労継続支援A型）運営規程

（事業の目的）

第1条 加島友愛会（以下「事業者」という。）が設置するル・プラス（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の就労継続支援A型（以下「指定就労継続支援A型」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定就労継続支援A型の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労継続支援A型の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 指定就労継続支援A型の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

3 前二項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年条例第60号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定就労継続支援A型を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定就労継続支援A型を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 名称 ル・プラス
- 所在地 大阪府豊中市上津島一丁目4番3号

しよくいん しよくしゆ いんずう および しよくむ ないよう
(職員の職種、員数及び職務の内容)

だい4じよう じぎようしよ しよくいん しよくしゆ いんずう および しよくむ ないよう つぎ
第4条 事業所における 職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

かんりしや 1めい じようきんしよくいん
(1) 管理者 1名 (常勤 職員)

かんりしや しよくいん かんり してい しゅうろうけいぞく しえん えーがた りよう もうしこみ かかわるちようせい ぎようむ じっし
管理者は、 職員の管理、指定 就労 継続支援 A 型の利用の申し込みに係る 調整、業務の実施
じようきよう はあく そのた かんり いちげんてき おこなう ほうれいとう きてい してい しゅうろう
状況 の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定 就労
けいぞく しえん えーがた じっし かんし じぎようしよ しよくいん たいし じゆんしゆ ひつよう しき めいれい おこなう
継続支援 A 型の実施に関し、事業所の職員 に対し 遵守 させるため必要な指揮命令を行う。

かんり せきにんしや 1めい じようきんしよくいん
(2) サービス管理責任者 1名 (常勤 職員)

かんり せきにんしや つぎ ぎようむ おこなう
サービス管理責任者は、次の業務を行う。

- (ア) てきせつ ほうほう りようしや ゆうする のうりよく おかれて かんきよう および にちじようせいかつぜんばん じようきようとう
適切な方法により、利用者の有する 能力、置かれている 環境 及び 日常生活全般の 状況 等
ひようか つうじて りようしや きぼう せいかつ かだい とう はあく いか おこない
の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、
りようしや じりつ にちじようせいかつ いたなむ しえん うえ てきせつ しえん ないよう
利用者が自立した 日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を
けんとう
検討すること。
- (イ) および しえん ないよう けんとう けっか もとづき じぎようしよ ていきよう してい しゅうろうけいぞく しえん えーがた
アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が 提供 する指定 就労 継続支援 A 型
いがい ほけん いりよう また そのた ふくし とう れんけい ふくめて りようしや せいかつ
以外の保険医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に
たいする いこう そうごうてき しえん ほうしん せいかつぜんばん しつ こうじよう かだい してい しゅうろうけいぞく
対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を 向上 させるための課題、指定 就労 継続
しえん えーがた もくひよう および たっせい じき してい しゅうろうけいぞく しえん えーがた ていきよう うえ りゆうい じこう とう
支援 A 型の 目標 及びその達成時期、指定 就労 継続支援 A 型を 提供 する上での留意事項等を
きさい しゅうろうけいぞく しえん えーがたけいかく げんあん さくせい
記載した 就労 継続支援 A 型計画の原案を作成すること。
- (ウ) しゅうろうけいぞく しえん えーがたけいかく げんあん ないよう りようしや たいして せつめい ぶんしよ りようしや どうい
就労 継続支援 A 型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を
えた うえ さくせい しゅうろうけいぞく しえん えーがたけいかく きさい しよめん りようしや こうふ
得た上で、作成した 就労 継続支援 A 型計画を記載した書面を利用者に交付すること。
- (エ) しゅうろうけいぞく しえん えーがたけいかく さくせいご しゅうろうけいぞく しえん えーがたけいかく じっしじようきよう はあく りようしや
就労 継続支援 A 型計画作成後、就労 継続支援 A 型計画の実施 状況 の把握 (利用者につい
けいぞくてき ふくむ おこな すくなく 6つき 1かいじじよう しゅうろうけいぞく
ての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、就労 継続
しえん えーがたけいかく みなおし おこない ひつよう おうじて しゅうろうけいぞく しえん えーがたけいかく へんこう
支援 A 型計画の見直しを行い、必要に応じて 就労 継続支援 A 型計画を変更すること。
- (オ) りよう もうしこみしや りよう さいし しょうがい ふくし じぎようしやとう たいする しょうかいとう りよう もうしこみしや
利用申込者の利用に際し、障害 福祉サービス事業者等に対する 照会 等により、利用申込者
しんしん じようきよう じぎようしよ いがい してい しょうがい ふくし とう りよう じようきようとう はあく
の心身の 状況 、事業所以外における指定 障害 福祉サービス等の利用 状況 等を把握するこ
と。
- (カ) りようしや しんしん じようきよう おかれて かんきようとう であし りようしや じりつ にちじようせいかつ いたなむ
利用者の心身の 状況 、置かれている 環境 等に照らし、利用者が自立した 日常生活を営むこ
ていきてき けんとう じりつ にちじようせいかつ いたなむ
とができるよう定期的に検討するとともに、自立した 日常生活を営むことができると
みとめられる りようしや たいし ひつよう しえん おこなう
認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (キ) た じゅうぎょうしや たいする ぎじゆつしどう および じよげん おこなう
他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 職業指導員 8名 (常勤職員4名・非常勤職員4名)

職業指導員は、利用者がサービスを利用するにあたって、必要な支援を行う。

(4) 生活支援員 7名 (常勤職員3名・非常勤職員4名)

生活支援員は、利用者がサービスを利用するにあたって、必要な支援を行う。

(5) 賃金向上達成指導員 2名 (常勤職員2名・非常勤職員0名)

賃金向上達成指導員は、生産活動による収入を増やすための販路拡大や、商品開発、労働

時間の増加等の賃金向上を図るにあたって、必要な支援を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- 営業日 月曜日から土曜日までとする。
- 営業時間 午前8時から午後6時15分までとする。
- サービス提供日 月曜日から土曜日までとする。
- サービス提供時間 午前8時から午後10時までとする。

利用時 (雇用契約時) の労働時間

- 基本的な労働時間の契約は9:30~16:30の実働6時間、休憩60分です。
- 利用者の希望により、サービス提供時間8:00~22:00のうち、実働6時間 (休憩60分) ~実働7時間30分 (休憩45分) の契約をします。
- 夜間時間帯のサービス提供時間には、仕事がある時もない時もあります。
- 休憩時間60分の内訳は、昼食に伴う休憩が45分・15時前後の小休憩が15分です。
- 休憩時間45分の内訳は、昼食に伴う休憩が30分・15時前後の小休憩が15分です。
- ただし、作業の進行状況によっては、多少休憩開始時間が前後することもあります。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は20名とする。

- うち雇用契約を締結しサービスを提供する者：20名

(2) うち雇用契約を締結せずにサービスを提供する者：0名

(指定就労継続支援A型を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において指定就労継続支援A型を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）
- (2) 知的障害者（18歳未満の者を除く）
- (3) 精神障害者（18歳未満の者を除く）
- (4) 難病等対象者（18歳未満の者を除く）

(指定就労継続支援A型の内容)

第8条 事業所で行う指定就労継続支援A型の内容は、次のとおりとする。

- (1) 就労継続支援A型計画の作成
- (2) 就労に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練
- (3) 雇用契約の締結による就労の機会の提供及び生産活動

主な生産活動の内容

- ・ 病院等リネン類のクリーニングと、これらに伴う仕分け、洗濯、検品、仕上げ等の作業
- ・ ふとん類のクリーニングと、これらに伴う仕分け、洗濯、検品、仕上げ等の作業
- ・ 病院及び施設関連の白衣等のユニフォームクリーニングと、これらに伴う仕分け、洗濯、検品、仕上げ等の作業
- ・ 活動場所の清掃、片付け
- ・ クリーニング商品に関連する入力業務

- (4) 実習先企業等の紹介
- (5) 求職活動支援
- (6) 職場定着支援
- (7) 生活相談
- (8) 健康管理
- (9) 訪問支援
- (10) 施設外支援
- (11) 施設外就労

(12) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜

(2) から (11) に付帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定就労継続支援A型を提供した際には、利用者から当該指定就労継続支援A型に係る

利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定就労継続支援A型を提供した際は、利用者から法第29条

第3項の規定により算定された訓練等給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払を

受けるものとする。この場合、その提供した指定就労継続支援A型の内容、費用の額その他

必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

(1) 余暇活動費

(2) 日用品費の実費

(3) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担さ

せることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービ

スの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用

を支払った利用者に対し交付するものとする。

(雇用契約の締結等)

第10条 事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者とは雇用契約を締結するもの

とする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者が雇用契約に基づく就労が困難である場合は、事業者は、

雇用契約を締結しないことができるものとする。

(賃金等の支払い)

第11条 事業所は、雇用契約を締結した利用者が生産活動に従事した場合は、労働基準法(昭和22年

法律第49号)及び最低賃金法(昭和34年法律第137号)その他関係法令等に基づき、賃金

を支払うものとする。

2 事業所は、前条第2項の規定により雇用契約を締結しない利用者が生産活動に従事した場合

は、当該利用者に対し、別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に係る事業の収入か

せいさんかつどう かかわるじぎょう ひつよう けいひ こうじょ がく きんがく こうちん しはらう
ら生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

3 ぜんこう ばあい 1がつ こうちん へいきんがく 3せんえん したまわらない
前項の場合においては、1月あたりの工賃の平均額は、3千円を下回らないものとする。

ちんぎん じかんきゅう おおさかふさいていちんぎんがくいじょう ほうじん さだめるがく しはらい
賃金は時間給（大阪府最低賃金額以上の法人の定める額）にて支払い

2019ねん10がつ1にちげんざい 1じかん あたり 964えん おおさかふさいていちんぎん 964えん
※2019年10月1日現在 1時間当たり964円（大阪府最低賃金は964円）

こうつうひ げんそくげつがく3まんえん じっぴがくしきゅう ただし2きろみまん とほけんない しきゅうなし
交通費は原則月額3万円までの実費額支給（但し2キロ未満の徒歩圏内は支給無し）

ちんぎんしめきりび まいつき10か ちんぎんしはらいび とうげつ25にちしはらい
賃金締切日は毎月10日、賃金支払い日は当月25日支払い

こようけいやく ろうさいほけん こようほけん たいしやう
雇用契約にともない、労災保険・雇用保険の対象になる

しゅう30じかんいじょう きんむ けいやく ばあい しゃかいほけん けんこうほけん こうせいねんきん たいしやう
週30時間以上の勤務での契約の場合は、社会保険（健康保険・厚生年金）の対象になる

（サービス利用に当たっての留意事項）

だい12じやう りやうしや りやうしや りやう あたつて つぎ きてい ないやう りゆうい
第12条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

(1) た りやうしや じゆうだい えいきやう およぼす かんせんしやう しっぺいなど いし しんだん あきらか ばあい りやう
他の利用者に重大な影響を及ぼす感染症の疾病等が医師の診断で明らか場合は利用できないこと。

（利用者負担額等に係る管理）

だい13じやう じぎやうしや りやうしや いらい うけて とうがい りやうしや どういつ つき していしやうがい ふくし および しせつ
第13条 事業者は、利用者の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設
しょうがい ふくし いか していしやうがい ふくし とう うけた とうがい りやうしや
障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者
とうがい どういつ つき うけた していしやうがい ふくし など ひやう とくてい ひやう のぞく がく
が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額が
ほうだい29じやう だい3こう きてい さんてい かいご きゆうふひ また くんれんなど きゆうふひ がく こうじよ がく
ら法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額
を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第17条第1項に
さんてい ばあい りやうしや ふたん がくとうこうけいがく れい だい17じやう だい1こう
規定する負担上限月額、又は令第43条の6第1号に規定する高額障害福祉サービス基
きてい ふたん じやうげんげつがく また れい だい43じやう 6だい1こう きてい こうがくしょうがい ふくし き
じゆんがく こえる していしやうがい ふくし とう じやうきやう かくにん うえ りやうしや ふたん がくとうこうけいがく
準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額
しちやうそん ほうこく りやうしや および していしやうがい ふくし とう ていきやう していしやうがい
を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害
ふくし じぎやうしや および していしやうがいしや しえん しせつ つうち
福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

通常事業の実施地域

第14条 通常事業の実施地域は、豊中市とする。

緊急時及び事故発生時等における対応方法

- 第15条 現に指定就労継続支援A型の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合...
2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
3 指定就労継続支援A型の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
4 指定就労継続支援A型の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

非常災害対策

第16条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

苦情解決

- 第17条 提供した指定就労継続支援A型に関する利用者及びその家族(以下「利用者等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
2 提供した指定就労継続支援A型に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により大阪府知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は大阪府知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は大阪府知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

こじん じょうほう ほご
(個人情報保護)

- 第 18 条** 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2** 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3** 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4** 事業所は他の障害福祉サービス業者等に対して、利用者等に関する情報を提供 する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

ぎゃくたい ぼうし かんする じこう
(虐待防止に関する事項)

- 第 19 条** 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。
- (1)** 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2)** 成年後見制度の利用支援
- (3)** 苦情解決体制の整備
- (4)** 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

そのた うんえい かんする じゅうよう じこう
(その他運営に関する重要事項)

- 第 20 条** 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
- (1)** 採用時研修 採用後 1 カ月以内
- (2)** 継続研修 年 1 回
- 2** 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3** 事業所は、利用者に対する指定就労継続支援 A 型の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労継続支援 A 型を提供した日から 5 年間保存するものとする。
- 4** 事業所は、指定就労継続支援 A 型の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5** この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

ふ そく
附 則

この規程は、きてい平成25年へいせい 25ねん5月5がつ1日ついたちからしこう施行する。

この規程は、きてい平成26年へいせい 26ねん4月4がつ1日ついたちからしこう施行する。

この規定は、きてい平成26年へいせい 26ねん8月8がつ1日ついたちからしこう施行する。

この規定は、きてい平成26年へいせい 26ねん9月9がつ1日ついたちからしこう施行する。

この規定は、きてい平成27年へいせい 27ねん4月4がつ1日ついたちからしこう施行する。

この規定は、きてい平成28年へいせい 28ねん3月3がつ19日19にちからしこう施行する

この規定は、きてい平成29年へいせい 29ねん4月4がつ18日18にちからしこう施行する

この規定は、きてい平成29年へいせい 29ねん9月9がつ30日30にちからしこう施行する

この規定は、きてい平成30年へいせい 30ねん6月6がつ18日18にちからしこう施行する

きていこの規定は、れいわ 2ねん令和2年1月1日1がつ 1にちからしこう施行する